

第4回 埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会

日時 令和3年7月16日（金）

開催方法 書面開催

— 議題 —

- 1 埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会設置要綱の改定について

— 報告 —

- 1 令和3年度の予定について
- 2 埼玉県砂防関係施設整備計画策定の報告

埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会設置要綱の改定について

1 改定の概要

埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会について、令和3年度以降も継続して開催させて頂きたく、設置要綱を改定したい。現在、令和3年3月31日までとなっている委員の任期を年度替わりにおける人事異動等による欠員が生じないように、令和5年4月30日までとし、任期満了時に、委員の任期および委員の改定を併せて実施する。

また、併せて、委員長のと務代理者の選出方法に関して、委員の互選により選出するよう第3条第5項を改定する。

2 委員の任期（案）

現 行	令和3年3月31日
改定案	令和5年4月30日

3 委員のと務代理者の選出方法（案）

現 行	委員長が指名する委員がそのと務を代理する
改定案	と務を代理する委員を委員の互選により選出する

4 設置要綱改定案

別紙2（新旧対照表）、別紙3（要綱改定案）のとおり

【新旧対応表】

埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会設置要綱

条項等	現行	改定箇所
(組織) 第3条	2 委員の任期は、 <u>令和3年3月31日</u> までとする。 5 委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、 <u>委員長が指名する委員がその職務を代理する。</u>	2 委員の任期は <u>令和5年4月30日</u> までとする。 5 委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、 <u>その職務を代理する委員を委員の互選により選出する。</u>

埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 埼玉県のと砂災害対策を推進していくためには、県の地形や地質に関する知見のみならず、県のと砂災害対策の歴史や社会情勢を踏まえたと砂災害対策が必要である。

このようなことから、本県の特徴を理解しつつ、専門的な知見から県の砂防行政に助言いただくことを目的に「埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会」（常設）（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- （1）砂防関係施設の整備に関すること
- （2）避難警戒体制の整備に関すること
- （3）その他必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和5年4月30日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する委員を委員の互選により選出する。

（報酬等）

第4条 委員会に出席した委員の報酬及び交通費は、別紙「埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会に対する報酬等の取扱いについて」に基づき支払うものとする。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求めることができる。
- 4 委員会の審議は原則公開とする。ただし、委員会が非公開とする旨を決定した場合は、この限りではない。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月2日から施行する。

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県の土砂災害対策に関する有識者委員会委員名簿

氏 名	現 職 名
長田 昌彦	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
内村 太郎	埼玉大学工学部 教授
白木 克繁	東京農工大学農学部 准教授
内田 太郎	筑波大学生命環境系 准教授
岩谷 忠幸	オフィス気象キャスター株式会社 代表取締役
山越 隆雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 砂防研究室長
杉本 宏之	国立研究開発法人土木研究所 土砂管理研究グループ地すべりチーム 上席研究員
菊池 瞳	国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐
水草 浩一	埼玉県県土整備部参事兼河川砂防課長

別紙（第4条関係）

埼玉県の土砂災害対策に関する有識者委員会委員に対する報酬等の取扱いについて

- 1 委員のうち、有識者の委員に委員報酬として支給する報酬は、「執行機関の附属機関に関する条例の適用を受ける審議会等の委員報酬の取扱いについて（通知）」に準拠して支払うものとする。ただし、行政関係委員については無償とする。

勤務した日1日につき委員の委員報酬 13,800円（交通費は別途）

- 2 委員のうち、有識者の委員に費用弁償として支給する交通費は、「執行機関の附属機関に関する条例」に準拠して支払うものとする。なお、交通費相当額の積算にかかる出発地は、口座振替申出書に記載されている住所とする。ただし、国土技術政策総合研究所及び土木研究所の委員以外の行政関係委員については旅費を支給しない。

3 報酬等の支払い対象委員

	氏名	所属	報酬	交通費
学識経験者	長田 昌彦	埼玉大学大学院 理工学研究科	○	○
学識経験者	内村 太郎	埼玉大学工学部	○	○
学識経験者	白木 克繁	東京農工大学農学部	○	○
学識経験者	内田 太郎	筑波大学生命環境系	○	○
学識経験者	岩谷 忠幸	オフィス気象キャスター株式会社	○	○
行政関係	山越 隆雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部砂防研究室		○
行政関係	杉本 宏之	国立研究開発法人土木研究所 土砂管理研究グループ 地すべりチーム		○
行政関係	菊池 瞳	国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課		
行政関係	水草 浩一	埼玉県県土整備部		

埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 埼玉県のと砂災害対策を推進していくためには、県の地形や地質に関する知見のみならず、県のと砂災害対策の歴史や社会情勢を踏まえたと砂災害対策が必要である。

このようなことから、本県の特徴を理解しつつ、専門的な知見から県の砂防行政に助言いただくことを目的に「埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会」(常設)(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 砂防関係施設の整備に関すること
- (2) 避難警戒体制の整備に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。

5 委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(報酬等)

第4条 委員会に出席した委員の報酬及び交通費は、別紙「埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会に対する報酬等の取扱いについて」に基づき支払うものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

3 委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求めることができる。

4 委員会の審議は原則公開とする。ただし、委員会が非公開とする旨を決定した場合は、この限りではない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月2日から施行する。

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会委員名簿

氏名	現職名
長田 昌彦	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
内村 太郎	埼玉大学工学部 教授
白木 克繁	東京農工大学農学部 准教授
内田 太郎	筑波大学生命環境系 准教授
岩谷 忠幸	オフィス気象キャスター株式会社 代表取締役
山越 隆雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 砂防研究室長
杉本 宏之	国立研究開発法人土木研究所 土砂管理研究グループ地すべりチーム 上席研究員
菅原 寛明	国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐
林 雄一郎	埼玉県県土整備部参事兼河川砂防課長

別紙（第4条関係）

埼玉県の土砂災害対策に関する有識者委員会委員に対する報酬等の取扱いについて

- 1 委員のうち、有識者の委員に委員報酬として支給する報酬は、「執行機関の附属機関に関する条例の適用を受ける審議会等の委員報酬の取扱いについて（通知）」に準拠して支払うものとする。ただし、行政関係委員については無償とする。

勤務した日1日につき委員の委員報酬 13,800円（交通費は別途）

- 2 委員のうち、有識者の委員に費用弁償として支給する交通費は、「執行機関の附属機関に関する条例」に準拠して支払うものとする。なお、交通費相当額の積算にかかる出発地は、口座振替申出書に記載されている住所とする。ただし、国土技術政策総合研究所及び土木研究所の委員以外の行政関係委員については旅費を支給しない。

3 報酬等の支払い対象委員

	氏名	所属	報酬	交通費
学識経験者	長田 昌彦	埼玉大学大学院 理工学研究科	○	○
学識経験者	内村 太郎	埼玉大学工学部	○	○
学識経験者	白木 克繁	東京農工大学農学部	○	○
学識経験者	内田 太郎	筑波大学生命環境系	○	○
学識経験者	岩谷 忠幸	オフィス気象キャスター株式会社	○	○
行政関係	山越 隆雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部砂防研究室		○
行政関係	杉本 宏之	国立研究開発法人土木研究所 土砂管理研究グループ 地すべりチーム		○
行政関係	菅原 寛明	国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課		
行政関係	林 雄一郎	埼玉県県土整備部		

事務局からの報告事項

1. 令和3年度の予定について

令和3年度の埼玉県土砂災害対策に関する有識者委員会の開催について、下記の通り予定しております。

【令和3年度の委員会開催予定】

第4回 令和3年7月16日（金）

- ・埼玉県の土砂災害対策に関する有識者委員会設置要綱の改定について

第5回 令和3年10月～11月頃

- ・埼玉県砂防関係施設長寿命化計画の改定（石積み堰堤の改築方針等）の方向性について

第6回 令和4年1月～2月頃

- ・埼玉県砂防関係施設長寿命化計画の改定案について

2. 埼玉県砂防関係施設整備策定の報告

第3回の委員会にて御審議いただきました埼玉県砂防関係施設整備計画について、別添冊子のとおり策定いたしました。冊子の送付をもって報告に代えさせていただきますのでお納めください。